

日本大学口腔科学会優秀論文賞の表彰に関する規程

〔平成30年 9月 2日 制定〕
〔平成31年 4月 1日 施行〕

(趣旨)

第1条 この規程は、日本大学口腔科学会会則第4条第3号に基づき、日本大学口腔科学会（以下「本学会」という）の対象とする学術領域における研究業績に対する表彰として、優秀論文賞についての必要事項を定める。

(対象論文)

第2条 優秀論文賞は、選考対象年の前年度の「日大口腔科学」に投稿した執筆論文（共著を含む）かつ筆頭論文及び臨床報告で、学術上又は臨床上に優れた研究業績と認められたものを対象とする。

(優秀論文賞候補者の資格)

第3条 優秀論文賞候補者は、次の条件を備える若手研究者とする。

- ① 本学会会員であること。
- ② 日本大学松戸歯学部勤務者は講師以下であること。
- ③ 当該年度の4月1日現在、39歳以下であること。
- ④ 過去に本学会学術奨励賞及び優秀論文賞受賞歴がないこと。

(選考決定)

第4条 優秀論文賞選考委員会は、第2条に定める対象論文のうちから、3名程度を優秀論文賞候補者として選考する。

2 前項により選考された優秀論文賞候補者については、常任理事会で審議し、決定する。

(選考委員会)

第5条 優秀論文賞の選考、その他諸事項を審議するため、優秀論文賞選考委員会（以下「選考委員会」という）を置く。

(選考委員会の構成)

第6条 選考委員会は、次の者をもって構成する。

- ① 学術担当常任理事
 - ② 編集担当常任理事
 - ③ 学術委員会委員
 - ④ 編集委員会委員
- 2 選考委員会の委員長は、学術担当常任理事とする。
- 3 委員長及び委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
- 5 第1項に定める委員のうち、選考対象となる論文の共著者及び優秀論文賞候補者と同講座に所属している場合は、当該年度の選考委員会委員から除外する。

(表彰等)

第7条 優秀論文賞の表彰は、選考対象年の翌年度の総会において行う。

2 受賞に伴う副賞については、常任理事会で決定する。

(その他)

第8条 その他必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成16年1月1日制定の日本大学口腔科学会表彰規程及び日本大学口腔科学会表彰規程細則は、平成31年3月31日をもって廃止する。